



このコーナーは、上越市の犯罪の傾向や分析結果のほか、市民の皆さんに特に注意していただきたい内容等をお知らせします。

今年1件目

市内で振り込め詐欺(架空請求)被害発生

4月中旬、市内居住の40才代の男性の携帯電話に

「**サイト利用料金の未払いがある。至急電話してください。**」

とのメールが届き、指定の電話番号に書けたところ、サイト管理者を装った男に

「**サイトの延滞料金がある。今日中に払わないと法的措置を取る。**」

等と言われ、コンビニから封筒入りの現金17万2,000円を宅配便で送付し、騙し取られてしまいました。



上越市での振り込め詐欺の被害は、今年1件目、昨年同期と比べ - 10件と大幅に減少していますが、前兆と思われる事案は決して減っていません。

いつ、前兆電話やメールが来るかわかりません。家族や知人同士で対処法を話し合っておきましょう。



「架空請求詐欺」への対処法



1 はっきりしない請求は、無視する。

正当な料金の請求は、利用明細付の文書で来るはず！電話やメールでの請求は嘘！無視するのが一番！

2 「あの時利用したあのサイトのことか？」と勝手に判断しない。

どこのサイトをいつ利用したのかわかるように請求されていますか。内容のわからない請求は嘘！

3 メール返信や指定された番号には電話しない。

返信したり電話して話すと、個人情報相手が知られ、さらに請求が来る。






4 その日には送金せずに必ず警察や知人に相談する。

連絡のあったその日が最終日なんて話は嘘！一晩おいて冷静に！必ず誰かに相談する。

《架空請求メールの例》

《架空請求はがきの例》

	
	受信メール
SUB	【重要なお知らせ】
<p>(株)■■■システムの〇〇と申します。 弊社は総合情報サイトを提供している(株)〇×ネットより、利用規約違反に至ったお客様のデータベースの抹消、退会事務手続き並びにそれに伴う身辺調査の依頼を受託し、この通達を発行致しております。 この度、お客様がご使用のPC、携帯端末より以前ご登録頂いた【総合情報サイト】から無料お試し期間中に退会手続きの処理がされていなかった為、登録料金、利用料金が発生し現状未払いとなった状態のまま長期放置が続いております。本件に関しましては利用規約違反に該当する為、現在利用規約第三条二項に基づき情報管理センターにおける不正利用者データベースにお客様の端末情報が登録されている状態でございます。 これ以上現在の状態が続きますと利用規約第四条一項に基づき、法的手段による未払い金及び、別途三十万円の違約金請求となります。 本通達から翌日の正午までにご連絡を頂けない場合、認可ネットワーク認証事業者センターを介し、発信者端末電子名義認証を行い利用規約に伴い、法的措置を行う為のお客様の身辺調査に入らせていただきます。 このような手続きを行いますと調査費用などは利用規約どおり、お客様の全額負担となります。 退会処理、データベースの抹消手続き、並びに料金の詳細につきましては下記番号へ翌日正午までにお問い合わせ下さいます様お願い致します。 (株)■■■システム ご相談窓口 TEL03-xxxx-xxxx-xxxx 担当 〇〇 営業時間 9:30~19:00 定休日 日曜日 (電話番号は、お間違いのないようご注意ください。) 尚、ご連絡なき場合明日の正午より手続き開始となりますのでご了承下さい</p>	

<h2>確認通知書</h2>	
管理番号 (イ) 23847号	
<p>この度、ご通知致しましたのは、貴方が契約されている商品に対して、料金の未払いもしくは契約不履行に、契約会社が貴方に対して訴状を、管轄簡易裁判所に申請したことを通知致します。</p>	
<p>契約会社、訴訟内容等は相当職員にてお調べ致します。 当センターは原告側からの最終通知、また御本人様と訴訟内容を確認する機関の為、個人情報保護法に基づき御本人様からのご連絡をお願い致します。</p>	
<p>このまま連絡なき場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。 更に放置しておくと、相手側の言い分どおりの判決が下り、執行官立会のもと、貴方の給料や財産の差押え等をされてしまう事がありますので、ご注意ください。</p>	
<p>※個人情報を悪用し、民事裁判制度を利用する業者なども確認されていますので、身に覚えがない方も早急にご連絡下さい。</p>	
<p>尚、当センターは貴方に対して金銭等の請求はしておりません。</p>	
相談窓口受付時間 9:00~17:30 (土・日・祭日を除く)	
総合相談窓口 (相談管理部) 03-xxxx-xxxx	
〒107-xxxx 東京都港区元赤坂 x-x-x-x 〇×ビル 法務局認定法人 日本生活××センター	